議案第８２号

亀山市公共下水道条例の一部改正について

亀山市公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成１７年亀山市条例第１３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（排水設備の設置） 第４条　［略］ ２　公共下水道の供用が開始された区域のうち法第９条の２第２項の規定により公示された区域内の土地を所有する者、使用する者又は占有する者は、前項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水設備を設置することができる。	（排水設備の設置） 第４条　［略］ ［項を加える。］
（水洗便所への改造義務） 第５条　［略］ ２　前項の規定は、法第９条の２第５項において準用する同条第２項の規定により公示された区域内の建築物	（水洗便所への改造義務） 第５条　［略］ ［項を加える。］

については、適用しない。 （公共下水道の構造の技術上の基準） 第２９条　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条及び第３１条に定めるところによる。	 （公共下水道の構造の技術上の基準） 第２９条　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条及び第３１条に定めるところによる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。